

下記の者については、令和5年6月17日（土）に開催した第29回定時総会において、除名しました。

〔公表期間 令和6年6月17日まで〕

記

- 1 事務所 大阪府大阪市淀川区西中島6丁目8番8-403号
氏名 山本 公一（大阪支部所属）

- 2 除名の理由

当法人は、公益目的事業である専門職後見人指導監督事業を行うにあたって、定款第54条に定められた会員による当法人への業務報告の履行は必要不可欠としてきた。しかし、上記会員は会員の義務であるこの業務報告を行わないため、当法人は上記会員に対し公益目的事業である専門職後見人指導監督事業を遂行することができない。

当法人は、平成25年6月22日開催の定時総会において、業務報告義務を履行しない会員を適式の手続を経て除名できるように規則を改正した。当法人はその後上記会員に対し、運用指針に基づき適式に業務報告を行うよう指示をしたにもかかわらず、上記会員はこれに一切応じようとしない。これは定款第54条及び会員執務規則第6条の報告義務を履行していないことに明らかに該当する。

よって、上記会員の行為は、当法人定款第9条第2号に規定する「第54条第1項乃至第3項の報告義務を怠ったとき」に該当するものであり、上記会員を除名するのが相当である。

以上